

## (7) 防火に関する既存建築物の基準

MECSL 建築品質・持続的発展部長 ジャン・ピエール・バルディ

---

今日はフランスの防火規則、既存の建物についてお話します。まず、どこにその規則があるのかということですが、幾つかに分かれております。まずは建築法、住宅基本法に書いてあります。これは高層ビル及び一般の人たちが利用するビルに関して規定しております。労働地に関しましては労働基本法が規定しております。そして、特殊施設に関しましては環境基本法が規定しております。

規定の目的について話します。まず一般の人が利用する建物は、基本的に避難をなるべく迅速に行うということです。高層の建築物に関しては、避難するとき、火が出ている区画から、火が出ている区画の近くから避難をします。また住宅に関しては、外部からの救済なく避難できるように、あるいは外部からの救済を受けることができるように避難させるということです。外部からの救済というのは消防隊のことです。

ここでフランスの規則の中で、一般の人たちが利用する建物というのは何かを見ていきたいと思います。一般の人たちが利用する建物というのは、いろいろな人たちが自由に入り出す建物、それからお金を払って入る建物、会議が行われる建物。誰でも出席できる会議、あるいはお金を払って参加をする会議です。公共の建物に限りません。例えば食品店もこの部類に入ってくるわけです。それから劇場も一般の人が利用する建物になります。民間の劇場などですね。いろいろなタイプの一般の人が利用する建物があります。それを一つずつ言っていると時間を超してしまいますので言いませんけれども、一般の人たちの建物をERPといいます。非常に広い範囲をカバーしております。ホテル、会議場、行政事務所もあれば、宿泊所、医療施設なども入ってきます。

このERPという建物全体に適用される安全基準があります。そして前のスライドで見ていただきましたが、特別規則として活動内容や建物タイプ、用途に応じた規則があります。

他にもカテゴリーがありまして、五つに分かれます。例えばカテゴリー1が多くの人を受け入れる施設、1,500です。この建物では非常に厳しい安全基準が適用されると。多くの人をなるべく早く避難させるというのが目的だからです。1,500人をいっぺんに避難させるのは、50人に比べれば非常に難しいということです。

既存のERPに関してはどうなるのかというと、構造に関わる工事の場合は新築工事と同じ規定がなされています。ただし、柔軟な適用が可能であると。そういう場合は建築主が申請をするわけです。何か基準にあわせて足りないものがあつた場合、他の対策で補うことができます。例えばホテルで2階建のものは、普通の場合ですと階段を二つ付けなければいけませんが、現在一つしかなく、技術的にも経済的にも二つ目の階段を付けることができない場合は、柔軟適用で許可されることがあります。その場合、例えばもっと性能のいい警報システムを付けるとか、何か特別な追加設備をつけるというふうに、補うような

ものをプラスすれば許可される可能性がある。それから、この ERP の資料はすべて安全委員会にかけられます。安全委員会の中には消防隊、設備省の関係者、内務省、そして地元の地方議員がいます。地方議員というのは、例えば市長などであります。この委員会が、建物のオープン前にチェックいたします。これが、建物が ERP の場合です。

高層建築物というのは、住宅の場合で 50m 以上、事務所などは 28m 以上のものです。何で違いが出るのかというと、住宅の場合は場所を知っているので非常口に行きやすいけれど、事務所の場合、自分が使うエレベーターの場所は知っていても階段の場所は知らないということがあるからです。安全規則によれば、高層建築物の場合は建物全部から逃げるというわけではなく、火が出ているところと、その近くの区画から逃げることを想定しています。ですので、防火壁などをつくって区画化をします。そうして火が建物全体に回る前になるべく抑えて、避難がスムーズに行くようにするというわけです。防火壁は 2 時間の防火壁をつけなければいけませんし、耐熱はマキシマムでなければなりません。それから高層のビルの場合は 3km 以内に消防署がなければならないという決まりがあります。消防隊がなるべく早く救助ができるようにということです。それから、高層ビルの所有者は防火管理者などのガードマンを 24 時間雇わなければならないという決まりもあります。

既存の高層建築物に工事が行われる場合、安全基準が適用されます。こちらに関しても柔軟な適用が可能です。安全委員会がその許可を出すか出さないかを決めます。ERP に関しては、必ず安全委員会を通さなければならないのです。それから技術監視機関からもチェックを受けなければなりません。昨日お話をした技術管理者あるいは技術管理機関です。それをだいたい年一回行くと。そして、所有者はチェックした内容を記録しておかなければいけません。また、定期的に安全委員会からもチェックが入ります。

住宅に関して、規則としましては 1986 年 1 月 31 日の省令が最新のものです。先程ありましたがけれども、その目的は消防隊の救助を得ないで自分で逃げることができるということです。この建物に関しましては、四つのクラス分けがあります。一つは、戸建で 2 階建のもの、二つ目は戸建あるいは小さな共同住宅で 4 階建のもの。三つ目はもっと大きいもので、28 メートル以上。これがまた二つに分けられまして、7 階以下のものと 7 階以上のものとなります。四つ目のカテゴリーとして 28 から 50m の高さのものがあります。こういう建物の場合は安全基準が厳しくなっています。住宅というよりは高層ビルとしての適用を受けるからです。規則の一つは、構造と建具に関して火を安定させると、つまり壁、床などに関して火を安定させなければならないということ。それからもう一つは、内壁の火に対する耐火性を持たせるということ。断熱に対する規則、延焼を避ける規則もあります。壁を通して、あるいは屋根を通して延焼しないようにと。それから、避難に関しては、階段、廊下に対する規則があります。

住宅に関しましては、既存のものに特別に規則はなく、通達つまり勧告があるだけです。規則を遡って適用するということもありません。1970 年に作られた建物は、当時の規則を適用してつくられたものでも、現在の規則を適用する義務はありません。原則としまして

勧告の中では、工事をするとき安全のレベルを下げないように、としています。当然のように思いますけれども重要なことです。例えば温室効果対策として耐熱の工事をインセンティブとする場合、フランスでは内側ではなく外側に断熱材が見えるという状態がありますので、火が点いたり点けられたりということもあるわけです。ですので、安全対策を高めていく必要があります。

第2、第3グループの建物に関しては、新築の場合、消防隊がはしごを使って入れなければなりません。しかし既存の建物の場合、どうやって安全を改善できるかということが議論になっております。2005年に幾つか火災が起き、死者が出ました。一部の建物は住んでいる人が多過ぎて起こりました。この事態を受けて大臣自らが、ペルティエとドートルリングの二人に提案を求めまして、レポートができ上がりました。その中で幾つかの提案なされています。一つは、今回は関係ないですけど非衛生に関する改善であります。また一つは、住宅の火災安全についての改善です。どのような人が住んでいるかに関わらず、防火を強化するという事です。特にそこで問題になったのは、火災に対する人々の行動であります。いろいろなケースがありまして、例えば、火が後ろに迫っていないのに、救助を待たずに窓から飛びおりる、ということもあったとそうです。それから、数年にわたる大きなキャンペーンを起こす必要があるということもこの提案の中にありました。火災が起こったときに何をすべきかを一般の人々に、また所有者や共同所有者の組合に対して啓蒙するという事です。住宅において防火設備、防火対策を強化するという内容です。

それから今、警報について法律の提案がありまして、議員から出されたものですが、少なくとも一つは独立した煙探知機を付けるべきだという内容です。住宅に関しては、新築でも既存でも付けるべきだという法案。しかしこの提案には幾つか問題があります。例えば、警報探知機をきちんと使っていないということ。つまり警報機は電池で動くわけですが、電池が効いていなければ安全対策にはならないわけです。普通は電気が点いて、それに気づいて電池を換えるわけです。RFIDの話がありましたけれども、まさにあれを取り入れれば、こういう問題もなくなるのかも知れません。

昨日話が出ましたけれども、いま一般の人が利用する建物はすべて、障害者が使えるようにするという原則が課されています。ですので、その避難の問題も考えなければなりません。10の車イスを避難させるほうが、普通の10人を避難させるより難しいからです。既存住宅のバリアフリーに関しては日本ほど進んでおりませんで、まだ議論の段階であります。まず一般の人たちに対するキャンペーンを行おうという段階であります。日本のように規律がはっきりしている国でも、防火活動をみんなに意識づけるということは、なかなか難しいということですから。